

# 新浦安リトルマーメイズ

## 会 則

施行日：2008年4月1日

更新日：2009年1月1日

- 第1条  
定 義 本会則によって定める条項は、チアダンス教室「新浦安リトルマーメイズ」（以下、総称して『教室』という）に入会した者に適用される。
- 第2条  
目 的 「教室」は、チアダンスのレッスンを通し、成長過程にある子供たちの心と身体の健全な成長を育み、また、チーム競技の中で生まれる協調性・連帯感を育むことを目的とする。  
この目的を達成するために、以下の活動を行う。  
(1) 地域、学校に密着した活動  
(2) 母体である「マーメイズ」とのコラボレーション活動  
(3) その他、この目的を達成するために必要な活動
- 第3条  
管理運営 「教室」は、「新浦安リトルマーメイズ代表」及び「新浦安リトルマーメイズ事務局」が運営管理を行う。  
「新浦安リトルマーメイズ事務局」とは、「新浦安リトルマーメイズ」代表者が任命するものとし、「教室」の運営全般及び地域諸団体との窓口を担う。また、講師についても代表者が任命するものとする。
- 第4条  
入会資格 「教室」の入会資格は以下のとおり定める。  
1. 小学校1年生以上のチアダンス教室に耐えうる健康状態を有する者  
2. 「教室」の目的に賛同し、本会則に同意・遵守でき、かつ、諸規定を遵守できる者。
- 第5条  
入会手続 1. 「教室」に入会しようとする者は、本会則に同意した上で、申込書・同意書を「教室」に提出しなければならない。  
2. 「教室」に入会しようとする者は、「教室」の承認を得た上、当月の月謝及び諸費用を「教室」に払い込み、入会手続きを完了させなければならない。諸費用とはボン代・保険代をいい、ユニフォーム代は含まない。
- 第6条  
月謝・諸費用 一旦納入された月謝及び諸費用は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第7条  
会則・規則の遵守 1. 会員及び保護者は、本会則を遵守しなければならない。

2. 会員及び保護者は、講師の指示に従わなければならない。クラス分け及び練習構成は講師の判断とする。
3. 会員及び保護者は、チアダンス教室及び練習施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。
4. 会員及び保護者は、「教室」の許可なく、集会、演説、勧誘、文書類の配布及び指示その他これらに類する行為をしてはならない。

## 第8条

### 届出義務

会員及び保護者は、次の理由が発生した場合、直ちに「教室」に対して、書面によりその旨を届出なければならない。また、会員がこの届出を怠ったことにより、会員に損害が生じた場合「教室」は当該損害について一切の責任を負わず、かつ、これによって生じた「教室」の損害については、会員が「教室」に対して当該損害を賠償しなければならない。なお、会員が届出せずに申込書・同意書の内容を変更した場合、「教室」が行う会員すべての通知は、その時点で登録されている連絡先に行うことにより完了したものとみなす。

- ①退会
- ②会員の氏名、住所、電話番号の変更
- ③第13条の禁止事由に該当する場合

## 第9条

### 教室の免責

「教室」の利用に際して、施設の破損や金品等の盗難・紛失により会員が損害を被った場合、「教室」は当該損害について何等の責任も負わないものとする。

## 第10条

### 損害賠償責任

会員及び保護者は、「教室」の施設利用に際し、会員の責に帰すべき事由により、「教室」または第三者に損害を与えた場合、全ての当該損害を賠償しなければならない。

## 第11条

### 会員資格 喪失及び除名

次の各号に該当する場合、「教室」は、その会員を「教室」から資格喪失または除名することができる。その際諸費用は返還しない。

- ①会員の都合により退会を申し出、「教室」がこれを承認した場合。
- ②やむを得ない理由により「教室」が解散した場合。
- ③「教室」の会則、諸規定に違反した場合。
- ④「教室」の名誉を傷つけ、あるいは秩序を乱し、あるいはまた「教室」の会員としてふさわしくない行為をした場合。
- ⑤月謝及び諸費用の支払いを怠った場合。
- ⑥法令に違反し、また、社会通念やマナーに甚だしく欠ける行為があった場合。
- ⑦危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為をした場合。
- ⑧その他「教室」が「教室」会員としてふさわしくないと認めた場合。

## 第12条

### 教室の閉鎖

次の各号に該当する場合、「教室」は、「教室」の閉鎖もしくは一時的休業をすることができる。

一時的休業 この場合、「教室」は、「教室」が適当と認める方法により会員に告知する。ただし、これにより会員の会費支払い義務が軽減されたり、免除されたりしないものとする。

①天変地位、その他外的要因により、会員の安全確保の必要があると判断した場合。

②使用施設の増改築、修繕、または点検等がある場合。

③使用施設の事由により、「教室」の実施ができない場合

④その他重大な理由によるやむを得ない事情が発生した場合。

#### 第 13 条

利用の禁止 次の各号に該当する者は、施設利用を禁止する。

①刺青、タトゥーのある者。

②伝染病、その他他人に伝染、または感染するおそれのある疫病を有する者。

③飲酒、薬物等を使用している者。

④医師から運動を禁じられている者。

⑤本施設を独立して利用するに耐えうる能力を備えておらず、かつ健康状態に問題のある者。

⑥過去に「教室」により除名の通告を受けた者。

⑦その他、正常な施設利用ができないか、または会員としてふさわしくないと「教室」が判断した者。

#### 第 14 条

会則の改定 「教室」は、会則及び諸規則等の改定を行うことができる。この場合、「教室」は、事前に全会員に告知するものとし、改定日をもって改定された会則及び諸規則の効力は全会員に及ぶものとする。